

第四期特定健康診査等実施計画

日新健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 01 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	特定健康診査の受診率は、組合全体で79.1%であるが、被扶養者の受診率は34.7%にとどまっている状況である。	→ ・事業主と連携して、加入者本人への受診勧奨に努める。 ・被扶養者の受診率向上に向けて、健診機関の充実など、被扶養者が健診を受けやすい環境づくりに注力する。
No.2	特定保健指導の実施率は、2022年度で2.9%と、健保連平均の30.7%（2021年度）よりも大きく下回っており、後期高齢者支援金の加算対象となっている。特定保健指導は生活習慣病予防としても重要であり、早急に実施率向上に向けた対策を講じる必要がある。	→ ・特定保健指導の対象者に、保健指導を受けることの重要性を訴求し、適切な危機意識を醸成する。 ・事業主とも課題を共有し、事業主からの保健指導を受けることの働きかけや、指導を受けやすい環境づくりに取り組む。
No.3	男性の40～54歳においては、約半数の加入者が喫煙している。喫煙は健康影響（自分のみならず他者に対しても）や特定保健指導の実施率にも影響があることから、禁煙対策を実施することが必要である。	→ ・喫煙者に対して、喫煙によるリスクを訴求し、禁煙意欲を高める。結婚・出産などライフイベントにより禁煙意欲が高まっていると思われるタイミングを狙い、禁煙勧奨を行う。 ・禁煙による生産性の低下も懸念されるため、事業主とも状況を共有し、経営層を巻き込んだ禁煙勧奨を行う。
No.4	生活習慣のなかでも、「適切な運動習慣」を持つ加入者の割合が3割程度と低い状況である。特定保健指導の対象者を減らすためにも、運動によるメタボ対策は有効である。	→ これまで実施してきたウォーキングイベントを継続実施し、加入者の運動促進に取り組む。ウォーキングイベントの運営内容を見直すことで、運動促進に加えて加入者同士のコミュニケーション促進も期待できることから、事業主とも連携してイベントを実施する。
No.5	1人あたりの医療費が、2018年度比で23%増になっている。とりわけ医科・外来の増加率が高く、38.5%増となっている。	→ ・1日あたりの医療費が増加しており、時間外受診やお薬手帳の持参なしによる加算の影響も考えられることから、加入者に上手な医療のかかり方について啓発する。 ・生活習慣病予防や禁煙対策を通じて、医療費の適正化に努める。
No.6	総医療費の疾病別増加率では、新生物が2018年度比で45.4%増加している。	→ がん検診の受診勧奨により、がんの早期発見・早期治療に向けて取り組む。現行のがん検診事業を継続するとともに、より幅広い対象にがん検診補助を行えるように事業主とも協議する。
No.7	血圧の保健指導及び受診勧奨の基準該当数が、脂質・血糖に比べて多い状況である。また、状態コントロールについても、血圧の状態コントロール割合が、脂質・血糖に比べ悪い状況である。	→ 血圧リスク者の把握に努めるとともに、機関誌などで高血圧症に関する情報発信を行い、加入者のリテラシー向上を図る。
No.8	受診勧奨基準に該当する加入者のうち半数近くが、医療機関を受診していない状況である。	→ 受診勧奨基準該当者のうち、医療機関未受診者を把握するとともに、対象者への受診勧奨を行う。
No.9	40歳以上の加入者においては、肥満該当者は増加傾向にあり、肥満解消率も10%を下回っている状態である。また、毎年新規に肥満該当者と判定される加入者も一定数存在しており、40歳未満を含めてメタボ対策の必要がある。	→ メタボ対策として適切な運動・食事が有効であり、機関誌などで運動習慣・食生活の見直しの必要性を加入者に訴求する。

基本的な考え方（任意）

優先すべき健康課題として、以下の3点を基本として、第3期データヘルス計画を策定。

- ・特定保健指導の実施率向上
- ・禁煙対策
- ・運動促進

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査

対応する
健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・対象被保険者については受診率が90%以上のため、事業主と協力して、引き続き受診率増加に努める。 ・特に対象被扶養者の受診率向上を図る。
体制	事業主とのコラボレーション体制の構築

事業目標

加入者の健康の維持増進を図る。
特に対象被扶養者の受診率が低いので、ここを底上げし、対象加入者全体の特定健康診査受診率の向上を図る。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診受診率（加入者）	80 %	85 %	90 %	90 %	90 %	90 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	被扶養者への受診券配布率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %
	特定健診実施率（被扶養者）	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %	70 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・対象被保険者については受診率が90%以上のため、引き続き受診率増加に努める。・対象被扶養者全員に受診券を配布。・健保だより健診の案内および受診の必要性について掲載・アピール。・巡回健診の実施や人間ドック費用補助金額の引き上げ等、受診率向上策について検討を行う。	・対象被保険者については受診率が90%以上のため、引き続き受診率増加に努める。・対象被扶養者全員に受診券を配布。・健保だより健診の案内および受診の必要性について掲載・アピール。・前年度の検討結果を踏まえ、対策を実施する。	・対象被保険者については受診率が90%以上のため、引き続き受診率増加に努める。・対象被扶養者全員に受診券を配布。・健保だより健診の案内および受診の必要性について掲載・アピール。・前年度の検討結果を踏まえ、対策を実施する。
R9年度	R10年度	R11年度
・対象被保険者については受診率が90%以上のため、引き続き受診率増加に努める。・対象被扶養者全員に受診券を配布。・健保だより健診の案内および受診の必要性について掲載・アピール。・前年度の検討結果を踏まえ、対策を実施する。	・対象被保険者については受診率が90%以上のため、引き続き受診率増加に努める。・対象被扶養者全員に受診券を配布。・健保だより健診の案内および受診の必要性について掲載・アピール。・前年度の検討結果を踏まえ、対策を実施する。	・対象被保険者については受診率が90%以上のため、引き続き受診率増加に努める。・対象被扶養者全員に受診券を配布。・健保だより健診の案内および受診の必要性について掲載・アピール。・前年度の検討結果を踏まえ、対策を実施する。

2 事業名 特定保健指導

対応する
健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	原則的には、外部業者を利用し、ICTにて特定指導を受ける。
体制	事業主とのコラボレーション体制の構築

事業目標

・受診率を向上させることにより、加入者の健康の維持増進を図る。

評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	20 %	25 %	30 %	35 %	40 %	50 %
	特定保健指導対象者割合	10 %	9 %	8 %	7 %	6 %	5 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	20 %	25 %	30 %	35 %	40 %	50 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・外部業者（現状はバリューHR）を通じて、ICTにて受診させる。・広報活動にも注力し、事業主と協力して受診率の向上を図る。・指導対象者の割合を減少させるよう検討する。	・外部業者（現状はバリューHR）を通じて、ICTにて受診させる。・広報活動にも注力し、事業主と協力して受診率の向上を図る。・指導対象者の割合を減少させるよう検討する。	・外部業者（現状はバリューHR）を通じて、ICTにて受診させる。・広報活動にも注力し、事業主と協力して受診率の向上を図る。・指導対象者の割合を減少させるよう検討する。
R9年度	R10年度	R11年度
・外部業者（現状はバリューHR）を通じて、ICTにて受診させる。・広報活動にも注力し、事業主と協力して受診率の向上を図る。・指導対象者の割合を減少させるよう検討する。	・外部業者（現状はバリューHR）を通じて、ICTにて受診させる。・広報活動にも注力し、事業主と協力して受診率の向上を図る。・指導対象者の割合を減少させるよう検討する。	・外部業者（現状はバリューHR）を通じて、ICTにて受診させる。・広報活動にも注力し、事業主と協力して受診率の向上を図る。・指導対象者の割合を減少させるよう検討する。

3 事業名

健康セミナー

対応する
健康課題番号

No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て, 性別：男女, 年齢：18～74, 対象者分類：被保険者
方法	外部専門家等による、被保険者の健康への積極的な関心を図るリテラシー向上を目指すセミナーや勉強会を実施する。
体制	事業主（人事部）との共同実施体制を構築。

事業目標

- 被保険者の健康リテラシーの向上。 - 被保険者の健康寿命の延伸を図り、QOLの向上に貢献する。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	健康セミナーや勉強会の開催により、どれだけの効果が表れるのか定量化できないため。 (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	実施回数	2 回	3 回	4 回	5 回	5 回	5 回

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
外部専門家等による、被保険者の健康への積極的な関心を図るリテラシー向上を目指すセミナーや勉強会を実施する。	外部専門家等による、被保険者の健康への積極的な関心を図るリテラシー向上を目指すセミナーや勉強会を実施する。	外部専門家等による、被保険者の健康への積極的な関心を図るリテラシー向上を目指すセミナーや勉強会を実施する。
R9年度	R10年度	R11年度
外部専門家等による、被保険者の健康への積極的な関心を図るリテラシー向上を目指すセミナーや勉強会を実施する。	外部専門家等による、被保険者の健康への積極的な関心を図るリテラシー向上を目指すセミナーや勉強会を実施する。	外部専門家等による、被保険者の健康への積極的な関心を図るリテラシー向上を目指すセミナーや勉強会を実施する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,000 / 2,470 = 81.0 %	2,050 / 2,470 = 83.0 %	2,100 / 2,470 = 85.0 %	2,150 / 2,470 = 87.0 %	2,180 / 2,470 = 88.3 %	2,240 / 2,470 = 90.7 %
		被保険者	1,750 / 1,870 = 93.6 %	1,780 / 1,870 = 95.2 %	1,800 / 1,870 = 96.3 %	1,820 / 1,870 = 97.3 %	1,820 / 1,870 = 97.3 %	1,820 / 1,870 = 97.3 %
		被扶養者 ※3	250 / 600 = 41.7 %	270 / 600 = 45.0 %	300 / 600 = 50.0 %	330 / 600 = 55.0 %	360 / 600 = 60.0 %	420 / 600 = 70.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	100 / 500 = 20.0 %	125 / 500 = 25.0 %	150 / 500 = 30.0 %	175 / 500 = 35.0 %	200 / 500 = 40.0 %	250 / 500 = 50.0 %
		動機付け支援	40 / 200 = 20.0 %	50 / 200 = 25.0 %	60 / 200 = 30.0 %	70 / 200 = 35.0 %	80 / 200 = 40.0 %	100 / 200 = 50.0 %
		積極的支援	60 / 300 = 20.0 %	75 / 300 = 25.0 %	90 / 300 = 30.0 %	105 / 300 = 35.0 %	120 / 300 = 40.0 %	150 / 300 = 50.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

- ・ 特定健康診査は、特に被扶養者の実施率の向上を目指す。
- ・ 特定保健指導は、対象者を減少させるとともに、実施率の向上を目指す。

特定健康診査等の実施方法（任意）

- ・ 特定健康診査は、特に被扶養者について、受診ハガキを送付するだけでなく、機関誌・WEB・他を積極的に利用し、受診の必要性を訴求する。
- ・ 特定保健指導は、ICTを活用し受診者がいつでも受診できるようにする。また、事業者と共同で通知を出すなど、積極的なアプローチを図る。

個人情報の保護

個人情報保護法等関係法令及び当健康保険組合のプライバシー・ポリシー（個人情報保護に関する基本方針）に基づき、適正に取り扱う。また、外部専門業者を利用する場合は、個人情報保護に関する契約も確実に締結する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

当該実施計画は、当健康保険組合のホームページにて公表し周知を図る。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

第3期データヘルス計画の評価及び見直し時期に、同時に評価・精査・見直しを図る。内容については、実施したものを評価し再検討する場合がある。